

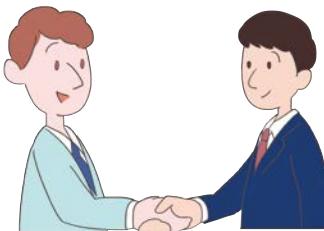
外国人労働者 雇用マニュアル



東京都

Contents

はじめに	1
雇用できない外国人について	2
外国人を雇うときは	3
在留カードとは？	4
在留カードの偽変造防止対策	5
在留カードの確認方法	6
在留資格ってどんな種類があるの？	8
資格外活動許可について	9
その他の確認書類	10
仮放免とは？	11
雇用可能か確認するには？	12
雇用後の届出	14
在留申請手続のオンライン化	14
不法就労者を雇用すると	15
よくある質問	16
外国人の雇用で困ったときには？	17



はじめに

外国人を雇用する事業主の皆様へ

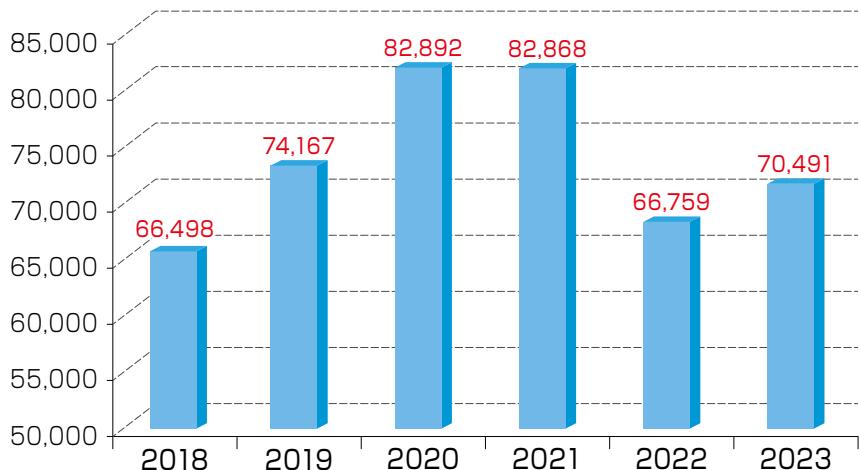
外国人の方は、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）で定められている在留資格の範囲内において、日本での就労が認められています。このため、事業主の方は、外国人の方を雇用する際には、在留カード等により、就労が認められているかどうかを確認する必要があります。

2022年10月現在の外国人労働者数は、約182万人と過去最高を記録していますが、外国人不法残留者数は、2023年1月現在で、約7万人存在しております、その多くが不法就労していると考えられています。

東京都は、事業主の皆様に外国人を雇用する際の注意点を正しく理解していただくとともに、「不法就労を許さない環境づくり」にご協力いただくため、この冊子を作成いたしました。

不法就労者を雇用したり、事業所にあっせんすると「不法就労助長罪」で処罰を受ける場合があります。（詳しくは15ページ）

不法残留者数の推移



出典：出入国在留管理庁

雇用できない外国人について

次のような外国人の就労は認められておりません。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くこと

(例)

- 不法残留者(オーバーステイの人)や密入国した人が働くこと
- 強制送還されることが既に決まっている人が働くこと

2

働くことが認められていない在留資格の外国人が

働く許可を受けることなく働くこと

(例)

- 観光などの短期滞在目的で入国した人が働くこと
- 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働くこと

3

働くことが認められている外国人が

認められた範囲を超えて働くこと

(例)

- 外国料理のコックや語学学校の先生として認められた人が工場などで単純労働者として働くこと
- 留学生が許可された時間数を超えて働くこと



外国人を雇うときは…

1

まず、在留カードを確認してください。

▶ P4～P5



2

次に、
「在留資格」「在留期間」を確認してください。

▶ P6～P7



3

さらに、
「就労制限の有無」
「資格外活動許可の有無」
「指定書の内容」
等を確認して雇用可能か判断してください。

▶ P6～P13



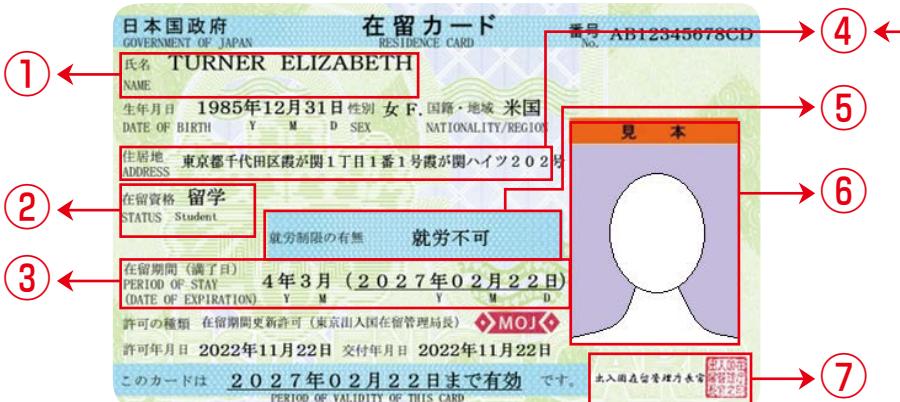
4

最後に、外国人を雇用した後は
必ずハローワークに届け出てください。

▶ P14

在留カードの確認方法

見本・表面



① 氏名	氏名はローマ字表記が原則ですが、氏名に漢字を使用する方は、漢字を併記することができます。ただし、通称名は記載されません。
② 在留資格	在留資格のない方にはカードは交付されません。
③ 在留期間 (満了日)	在留期間中は満了日まで日本に滞在することができます。 満了日が経過している方は不法滞在となります。 ただし、申請中(⑨参照)の方は、満了日から2か月を経過するまで又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
④ 住居地	変更があった場合には裏面に記載されます。
⑤ 就労制限 の有無	就労制限の有無について、次の例のように記載されます。 「就労制限なし」 →就労内容に制限はありません。 「在留資格に基づく就労活動のみ可」 →②の在留資格で定められた就労活動のみできます。 「指定書により指定された就労活動のみ可」 →指定書(10ページ参照)により就労活動が特定されていますので、指定書も確認してください。 「就労不可」 →原則就労できません。ただし、裏面の資格外活動許可欄(⑧参照)が許可となっているれば、記載内容の制限を超えない範囲で就労することができます。
⑥ 顔写真	在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日の前日(※P4参照)までとなっているカードには写真は表示されません。

外国人を雇用する際は在留カードを確認!

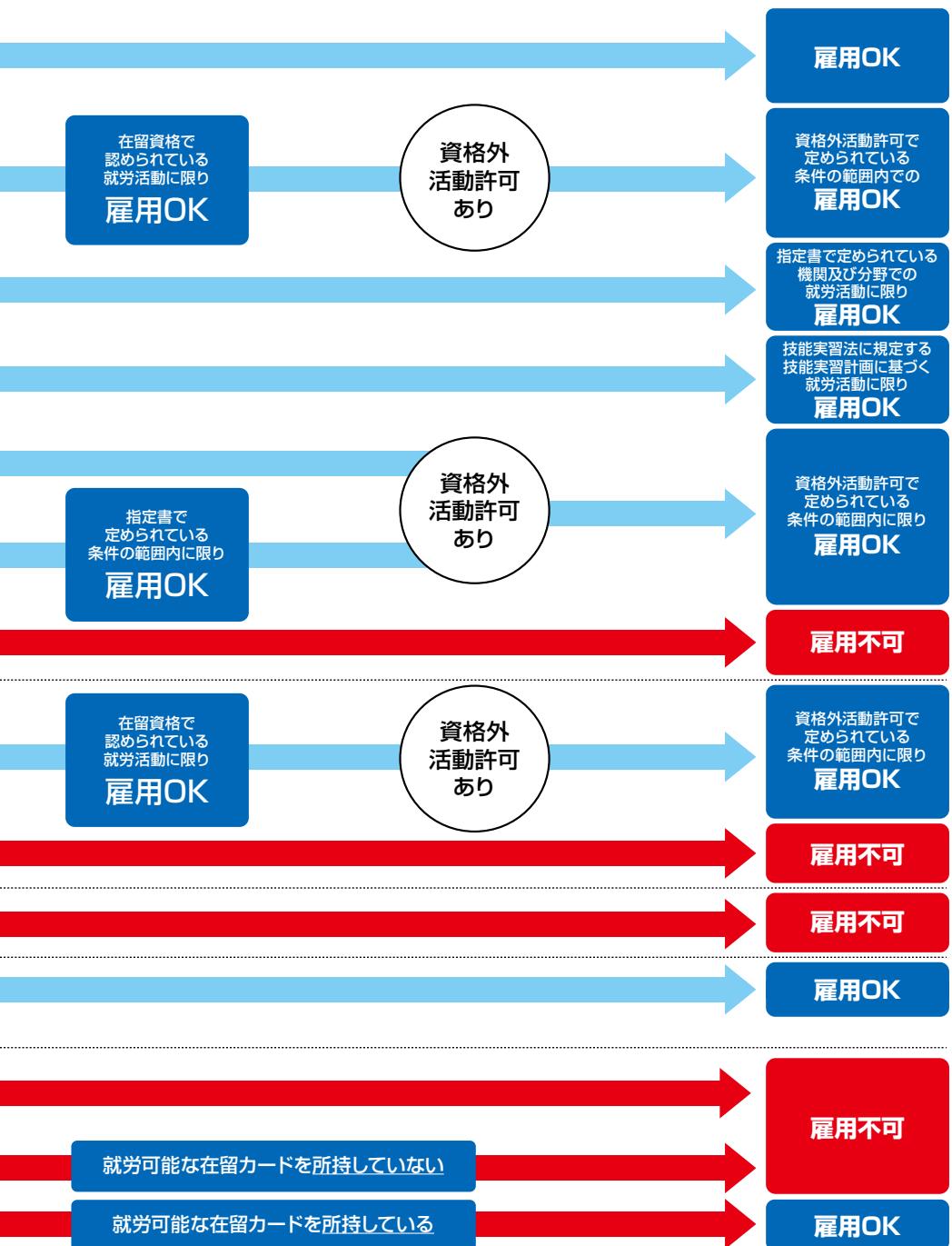
見本・裏面



⑦ 交付者	2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。
⑧ 資格外活動許可欄	許可を受けていれば、この欄に次の例のように記載されます。 「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」 →アルバイト先が複数ある場合であっても、その合計が週28時間以内でなければなりません。 「許可:「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内」 →地方公共団体との雇用契約に基づく活動である必要があります。 「許可:資格外活動許可書に記載された範囲内の活動」 →この記載がある場合は、資格外活動許可書(9ページ参照)も確認してください。
⑨ 申請欄	在留期間更新許可申請中又は、在留資格変更許可申請中であれば、この欄に記載されます。 なお、申請中の方は、満了日から2か月を経過するまで又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
⑩ 後日交付印	入国時に在留カードが交付される空港は、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。 それ以外の空港等では、パスポートに「在留カード後日交付」の記載がされます。この場合、中長期在留の方方が区市町村に住居地の届出をした後、出入国在留管理庁から住居地宛てに在留カードが郵送されます。

雇用可能か確認するには？





不法就労者を雇用すると

法的制裁

不法就労助長罪

働くことが認められていない外国人を雇った事業主やその雇用をあっせんした者は、

3年以下の懲役

若しくは

300万円以下の罰金

又はその併科となります。

※外国人である事業主が不法就労助長行為を行うと、
退去強制の対象となります。



社会的制裁

企業コンプライアンスへの取り組みが社会的注目を集めるなか、不法就労者の雇用が発覚した場合、消費者、取引先、業界団体等からの信用・信頼を失い

企業イメージが悪化

する可能性があります。

よくある質問

Q

不法就労者とは知らずに外国人を雇用した場合でも、
処罰の対象となりますか。

A

不法就労者と知らずに雇用したとしても、在留カードの確認を怠ったなどの過失があった場合、その処罰を免れません。外国人を雇用する際は、在留カード等をよく確認して、雇用可能か判断してください。

Q

外国人を雇用した後、又は外国人が退職した後、
どこかに報告する必要はありますか。

A

事業主の方は、外国人労働者（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。届出を怠った場合、30万円以下の罰金が課せられる可能性もありますので、ご注意ください。

Q

在留期間が6か月以上残っている、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留中の外国人が、失業してわが社の「通訳・翻訳事務」の職種に応募してきました。雇用しても大丈夫でしょうか。また、転職する場合、出入国在留管理庁の許可は必要ですか。

A

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で在留している外国人が、在留期間内にその在留資格に該当する「通訳・翻訳事務」に転職することは可能で、出入国在留管理庁の許可は必要ありません。ただし、外国人は転職したことを出入国在留管理庁に届け出る必要があります。なお、転職の場合は、転職先の業務内容が在留資格の活動に該当するか否かを判断するため、出入国在留管理庁に「就労資格証明書」の申請をさせるのが望ましいといえます。

Q

雇用している「技能」の在留資格で在留中の外国人が、在留期間内に在留期間更新許可申請をしたのですが、結果ができる前にその在留期間が過ぎてしまいそうです。引き続き雇用可能ですか。

A

在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に対する処分が在留期間の満了日までに下されない場合は、従前の在留期間の満了日から2か月を経過するまで、引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができるため、雇用しても構いません。ただし、在留期間の満了日以降に当該申請に対して不許可の処分が下された場合は、従前の在留資格を喪失するため、当該処分結果の通知に従わせてください。

外国人の雇用で困ったときには？

外国人の方の様々な問題やご相談は、次の問い合わせ先をご活用ください。

□外国人の雇用等に関する相談は

- 東京都ろうどう110番 0570-00-6110
新宿外国人雇用支援・指導センター 03-3204-8609
外国人在留支援センター(FRESC) 0570-011000
東京労働局外国人特別相談・支援室(労働問題相談) (ナビダイヤル2番)
東京外国人雇用サービスセンター(就職相談) (ナビダイヤル3番)

□在留資格・在留カード・資格外活動許可等、手続に関する問い合わせは

- 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904
外国人総合相談支援センター 03-3202-5535

□東京都の外国人相談は

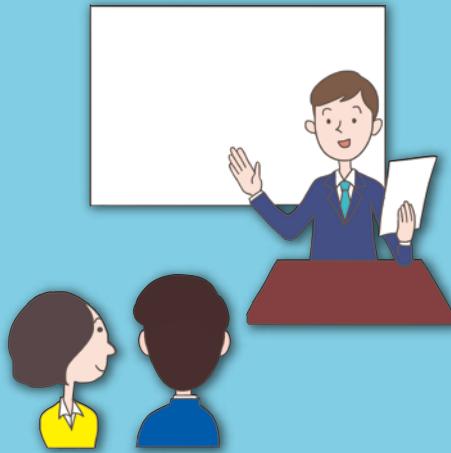
- 英語(月曜日から金曜日) 03-5320-7744
中国語(火曜日・金曜日) 03-5320-7766
韓国語(水曜日) 03-5320-7700

□不法滞在者に関する情報は、東京出入国在留管理局又は最寄りの警察署へ連絡してください

- 東京出入国在留管理局 03-5796-7256

□関連ホームページのご案内

- 法務省 <https://www.moj.go.jp/>
出入国在留管理局 <https://www.moj.go.jp/isa/index.html>
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
東京労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyoudoukyoku/home.html>



東京都では、事業主や
人事担当者向けに
不法就労防止啓発のため
講師を無料で派遣します！

ご興味がございましたら、
下記連絡先までお気軽に
お問い合わせください。

このマニュアルは、東京都のホームページから、
無料でダウンロードできます！



外国人労働者雇用マニュアル

検索 



発行：東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 治安対策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-2279

2024年3月発行

登録番号(5)112

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。